十四条第九項」を「第十四条第十三項」に、「同条第十一項」を「同条第十五項」に、「第二十三条の二の五第十一項」を「第二十三条の二の五第十五項」に、「第十四条第六項、第二十三条の二の五第六項若しくは第八項」を「第十四条第三項、第二十三条の二の五第三項又は第二十三条の二十五第三項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する第十四条第三項、第二十三条の二の十七第五項において準用する第二十三条の二の五第三項又は第二十三条の三十七第五項において準用する第二十三条の二十五第三項」と、「第十四条第七項、第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」に「準用する第十四条第六項」を「準用する第十四条第七項」に、「準用する第二十三条の二の五第六項若しくは第八項」を「準用する第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」に、「第十四条の四第四項後段」を「第十四条の四第五項後段」に、「第二十三条の二十六第一項」とあるのは「第二十三条の三十七第五項において準用する第二十三条の二十六第一項」と読み替える」を「第十四条第十項、第二十三条の二の五第十二項、第二十三条の二十六第一項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する第十四条第十項、第二十三条の二の十七第五項において準用する第二十三条の二の五第十二項、第二十三条の三十七第五項において準用する第二十三条の二十六第一項」と読み替える」に改める。

第七十六条の三第一項中「第四項」を「第五項」に、「第七十条第二項」を「第七十条第三項」に改め、第十三章中同条の次に次の二条を加える。

（麻薬取締官及び麻薬取締員による職権の行使）

第七十六条の三の二　厚生労働大臣又は都道府県知事は、第六十九条第四項若しくは第五項に規定する当該職員の職権（同項に規定する職権は第五十五条の二に規定する模造に係る医薬品に該当する疑いのある物に係るものに限る。）又は第七十条第三項に規定する当該職員の職権（同項に規定する職権のうち同条第一項に係る部分については第五十五条の二に規定する模造に係る医薬品に係るものに限る。）を麻薬取締官又は麻薬取締員に行わせることができる。

（関係行政機関の連携協力）

第七十六条の三の三　厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、この章の規定による権限の行使が円滑に行われるよう、情報交換を行い、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

第八十四条第三号中「第九項」を「第十三項」に改め、同条第五号中「又は第十一項」を「若しくは第十五項」に改め、「規定」の下に「又は第二十三条の二の十の二第七項の規定による命令」を加え、同条第六号中「第六項」を「第七項」に改め、同条第二十七号中「若しくは第二項」を削り、同号を同条第二十九号とし、同条第二十六号を同条第二十八号とし、同条第二十五号中「第七十条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第七十条第三項」に改め、同号を同条第二十七号とし、同条中第二十四号を第二十六号とし、第二十号から第二十三号までを二号ずつ繰り下げ、第十九号を第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一　第五十六条の二第一項（第六十条、第六十二条、第六十四条及び第六十五条の五において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第八十四条第十八号の次に次の一号を加える。

十九　第五十五条の二（第六十条、第六十二条、第六十四条及び第六十五条の五において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第八十六条第一項中第二十五号を第二十七号とし、第五号から第二十四号までを二号ずつ繰り下げ、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　第二十三条の二の五第十三項の規定による命令に違反した者

第八十六条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第十四条第十一項の規定による命令に違反した者

第八十六条の三第一項中第九号を第十一号とし、第三号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　第二十三条の二の五第十四項（同条第十五項（第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び第二十三条の二の十七第五項において準用した者

第八十六条の三第一項第一号中「第十四条の四第七項」を「第十四条の四第八項」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第十四条第十二項（同条第十三項（第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第八十七条第二号中「第十四条第十項」を「第十四条第十四項」に改め、同条第五号中「第二十三条の二の五第十二項」を「第二十三条の二の五第十六項」に改め、同条第八号中「第二十三条の二の二十三第七項」を「第二十三条の二の二十三第八項」に改め、同条第十三号中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、「第六十九条第四項」の下に「若しくは第五項」を加える。

第八十九条第四号中「第六十九条第五項」を「第六十九条第六項」に改める。

第九十条第一号及び第二号中「、第十九号、第二十一号から第二十五号（第七十条第二項」を「から第二十一号まで及び第二十三号から第二十七号（第七十条第三項」に改める。

第十七章を第十八章とする。

第七十八条第一項第八号中「第十四条第六項（同条第九項」を「第十四条第七項又は第十一項（これらの規定を同条第十三項」に改め、同項第十四号中「第二十三条の二の五第六項又は第八項」を「第二十三条の二の五第七項、第九項又は第十三項」に、「同条第十一項」を「同条第十五項」に改め、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　第二十三条の二の十の二第一項又は第三項（これらの規定を第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の確認を受けようとする者

第七十八条第二項中「第二十三条の十八第二項」を「第二十三条の二の十の二第九項（第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の確認、第二十三条の十八第二項」に改める。

第八十条第四項中「又は医療機器（」を「、医療機器（」に、「同じ。）」を「同じ。）又は体外診断用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。）」に、「又は医療機器」を「、医療機器又は体外診断用医薬品」に改める。

第八十条の二第六項中「当該治験の対象とされる薬物等」の下に「その他の当該治験において用いる薬物等（以下「治験使用薬物等」という。）」を加え、「当該薬物等」を「当該治験使用薬物等」に、「その他の治験の対象とされる薬物等」を「その他の治験使用薬物等」に改め、同条第七項中「治験の対象とされる薬物等」を「治験使用薬物等」に改め、同条第八項中「第六十九条第六項」を「第六十九条第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「準用する」を「、それぞれ準用する」に改め、同条第九項中「治験の対象とされる薬物等」を「治験使用薬物等」に改める。

第八十一条の三第一項中「、第四項及び第五項」を「及び第四項から第六項まで」に、「第七十条第一項及び第三項」を「第七十条第一項及び第三項」に改め、同条第二項中「第二十一条第一項及び第二項」を「第二十一条」に、「及び第四項、第七十条第一項及び第二項」を「、第四項及び第五項、第七十条第一項及び第三項」に改める。

第八十三条第一項中「治験の対象とされる薬物等」を「治験使用薬物等」に改め、「第二項及び第四項」の下に「から第六項まで」を加え、「第七十六条の四」を「第六十条、第七十六条の三の二、第七十六条の四」に、「同条第七項、第二十三条の二の五第九項及び」を「同条第五項及び第八項、第二十三条の二の五第五項及び第十項並びに」に改め、「獣医療上」と」の下に「、第十四条第五項及び第二十三条の二の五第五項中「人数」とあるのは「動物の数」と」を加え、「第六十九条第二項」を「第六十条中「及び第五十三条から第五十七条まで」とあるのは「、第五十三条から第五十六条まで及び第五十七条」と、「、第五十六条の二第一項中「第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認若しくは第二十三条の二の二十三の認証」とあるのは「第